令和3年第4回教育委員会臨時会 (3月19日開会)

台東区教育委員会

- ○日 時 令和3年3月19日(金)午後1時00分から午後1時11分
- ○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室
- ○出 席 者

教 育 長 矢下 薫 教育長職務代理者 末廣 照純 神田しげみ 委 員 員 髙森 大乗 委 員 垣内恵美子 委

○出 席 者

事務局次長 酒井 まり 庶 務 課 長 佐々木洋人 学 務 課 長 福田 兼一 児童保育課長 横倉 亨 放課後対策担当課長 西山あゆみ 指 導 課 長 瀧田 健二 教育改革担当課長 倉島 敬和 兼教育支援館長 生涯学習課長 久木田太郎 スポーツ振興課長 櫻井 洋二 中央図書館長 田畑 俊典

〇日 程

日程第1 教育長報告

- 1 協議事項
- (1) 庶務課

ア 緊急事態宣言解除に伴う教育委員会の対応について

・その他

午後1時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第4回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

日程第1、教育長報告の協議事項、庶務課のアについては、議会報告前の案件であり、 傍聴にはなじまないと思われます。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これ を許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 教育長報告〉

- 1 協議事項
- (1) 庶務課 ア
- ○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。 庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。
- ○庶務課長 それでは、協議事項、庶務課のア、緊急事態宣言再延長に伴う教育委員会の 対応について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず、区の対応でございます。東京都の対応に基づき、当面、3月22日から31日までの期間を、段階的緩和期間と位置づけ、感染拡大防止策を図ります。

- (1) 区有施設、新規予約は、3月22日の正午より再開いたします。開館時間は21時までとします。トレーニングルームや温水プール等の個人利用、学校開放は再開いたします。 文化施設等は休館を継続いたします。
- (2) 区主催イベントについては、感染拡大防止策の徹底を前提に開催を判断いたします。

なお、こちらの対応につきましては、この後、本日午後2時から開催される区の対策本 部会議にて決定される予定となっております。

続いて2番、教育委員会の対応です。別紙1をご覧ください。こちらの資料につきまして は、右側が緊急事態宣言中の対応でございまして、左側が解除後の対応となります。

まず1番、小学校、中学校、幼稚園、こども園(短時間)の対応です。緊急事態宣言解除後は、「台東区立学校園版感染症予防ガイドライン」の「レベル1段階」とし、感染症防止対策を徹底しながら、学校園運営を継続いたします。緊急事態宣言中に実施しなかった活動についても、感染症対策を徹底しながら通常の活動を行ってまいります。

全校朝礼、各種集会については、内容を精選し、短時間で実施いたします。学校園行事 等につきましては、感染症対策を徹底しながら実施いたします。

続いて2番、保育園、こども園(長時間)です。こちらは、解除後の対応としては、感染症対策を徹底しながら、保育を継続いたします。ただし、感染状況に応じて、園行事の 実施等について検討いたします。

続いて3番、こどもクラブです。こちらは、感染症対策を徹底しながら、事業運営を継

続いたします。

次のページをご覧ください。4番、放課後子ども教室、それと5番、児童館、こちらは、いずれも感染症対策を徹底しながら、施設運営・事業運営を継続いたします。

続きまして6番、社会教育施設です。緊急事態宣言解除後は、施設の予約受付を再開いたします。集会室等の貸室については、21時まで利用可能といたします。マルチメディアルーム等の個人利用についても再開いたします。運営に当たっては、利用人数の制限等を行い、感染症対策を徹底してまいります。

続いて7番、体育施設です。こちらも、解除後は施設の予約受付を再開いたします。 閉館時間を21時といたします。プールやトレーニングルーム等の個人利用を再開いた します。運営にあたっては、利用人数の制限等を行い、感染症対策を徹底して参りま す。

次のページをご覧ください。8番、図書館です。緊急事態宣言解除後は、閲覧席の利用サービス、新聞・雑誌の館内閲覧サービス等を再開いたします。中央図書館の閉館時間を20時に戻します。なお、谷中分室・根岸図書館は4月1日から閉館時間を短縮することに伴い、19時閉館を継続いたします。運営にあたっては、短時間利用の要請等、感染症対策を徹底いたします。

9番、少年自然の家霧ケ峰学園です。こちらは、緊急事態宣言解除後には、感染症対策 を徹底し再開いたします。

最後に10番、学校開放です。こちらも、感染症対策を徹底し、再開いたします。 別紙2には、参考で、教育委員会所管の施設及びサービスを一覧で掲載しております。 簡単ではございますが、協議事項の説明は以上でございます。ご審議いただきまして、 ご決定をよろしくお願いいたします。

- ○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
- ○髙森委員 ご説明ありがとうございます。

3月31日まで段階的緩和期間を取るところでございますので、その次の段階は、31日の教育委員会定例会でご審議いただくことになると思いますが、学校園は4月に入りますと、様々な行事が予定されていると思います。特に入園式・入学式の時期がこの4月の冒頭にありますので、31日の段階でどのような決定が下されるか分かりませんけれども、各園学校園が、入学式・入園式に当たって準備をする段階はもう始めていかなければいけないところだと思います。ですので、もしまた緊急事態宣言の3度目の発出ということになると事態が大きく変わりますので、各学校園には、その辺り十分と注意をいただいて、両方のパターンを用意いただくのがいいかなと思うのですが、その辺りはどのように教育委員会として対応されているのでしょうか。

○指導課長 入園式・入学式に関しましては、既に今年度の卒業式・卒園式と同じ通知でいくということで、現在はその準備で進めていただいておりますので、特段、今のところは影響はないと考えておりますが、さらに何か学校への規制がある場合には、さらに保護

者を入れないということがあるかもしれませんが、現時点では、今回の卒業式・卒園式と同じような対応を、入園式・入学式も考えております。

- ○髙森委員 ありがとうございます。
- ○垣内委員 資料の一番最初のところに、文化施設等については、休館を継続と書いてあるんですけれども、これはどういったことを想定していて、なぜなのでしょうか。いろいろなミュージアム、劇場も工夫を凝らしながら再開しているところが多いのですけれども、そこは理由について知りたいと思います。
- ○庶務課長 具体的な施設としましては、区の下町風俗資料館ですとか、一葉記念館、朝倉彫塑館、あと奏楽堂、書道博物館、江戸たいとう伝統工芸館、こういった施設という形になります。こういった施設ですね、不特定多数の方がいらっしゃる施設ということでございますので、休館を継続するというような形……。東京都の対応の中で、この段階的緩和期間が、都民向けには日中も含めた不要不急の外出自粛ということを呼びかけるとありますので、それに伴ってこういった施設も休館をするというような形になります。
- ○垣内委員 区によっては、ミュージアムなんかは予約制にするとか、自治体によっているいろな工夫をしながらオープンしたり、それから劇場なんかも、奏楽堂みたいなところですね。人数制限を入れながら再開するというようなこともあるので、ぜひ、台東区の場合はたくさんの文化資源があるということが一つの強みでもありますので、そういったものへのアクセスがあまり制約されないような形で工夫をしていただければなと思っております。

個人的な感想です。どうも失礼いたしました。

不要不急と思われてしまうのは非常に残念だというところもございますので、ぜひご検 討いただければと思います。

特に何か要望するものではありませんので。失礼いたしました。

○矢下教育長 そのほかはよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

・その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。 午後1時11分 閉会